	るときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［略］ ab　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 28 年 6 月 1 日現在における個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の合計数（事業内容等不詳事業所を除く。） O　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅸ O ＝ 124.61 ×｛（ad － ac）／ ac｝×（1 ／ 3）－ 0.50 ｛（ad － ac）／ ac｝×（1 ／ 3）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 ac　平成 30 年 5 月に内閣府が公表した平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　平成 30 年 5 月に内閣府が公表した平成 25 年度から平成 27 年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） δ　附則第十九条の十四の二第七項の表都道府県の項の算式の符号αの率と同一の率	るときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［同左］ ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成 26 年 7 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） O　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅸ O ＝ 100.25 ×｛（ad － ac）／ ac｝×（1 ／ 2）＋ 0.19 ｛（ad － ac）／ ac｝×（1 ／ 2）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 ac　平成 29 年 5 月に内閣府が公表した平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　平成 29 年 5 月に内閣府が公表した平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） δ　平成 29 年改正前の省令附則第十九条の十四第七項の表都道府県の項の算式によつて算定した経常態容補正Ⅱの率と同一の率 ε　附則第十九条の十四の二第七項の表都道府県の項の算式の符号βの率と同一の率
市町村	算式 （0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1 × N）× β × 0.288 0.15 × G、0.15 × H、0.15 × I、0.1125 × J、0.1125 × K、0.1125 × L、0.1125 × M 及び 0.1 × N に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	市町村 算式 ［{（0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1 × N）× γ × 0.286 － β}× 2 ／ 3 ＋ β］× 1.002 0.15 × G、0.15 × H、0.15 × I、0.1125 × J、0.1125 × K、0.1125 × L、0.1125 × M、0.1 × N、{（0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1 × N）× γ × 0.286 － β}及び［{（0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1 × N）× γ × 0.286 － β}× 2 ／ 3 ＋ β］に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。